

雇用保険受給者のみなさまへ

～失業給付は、いつから、いくら、いつまで～

※本紙は雇用保険の申請手続き（資格決定）後の方に向けてご案内となります。「雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり」と併せてご利用ください。

Q. 基本手当の支給が始まるのはいつですか？

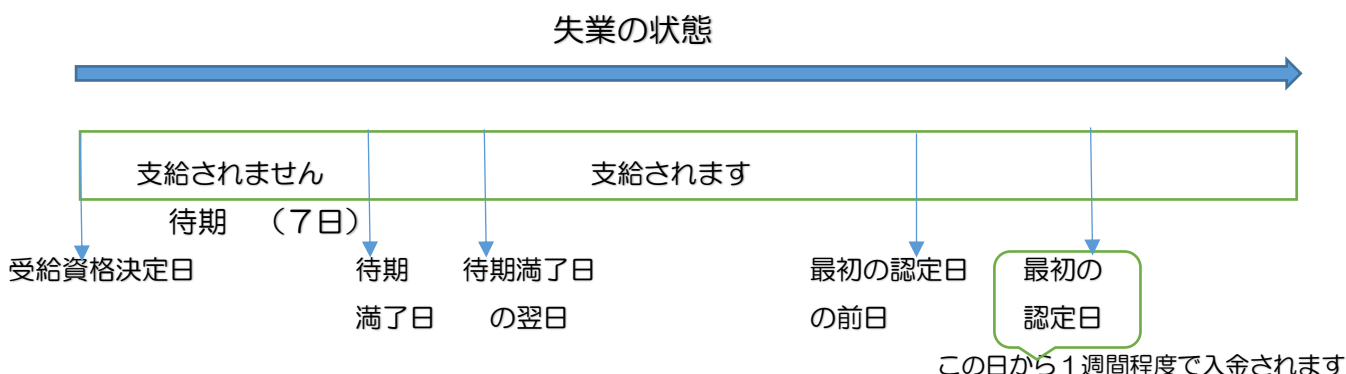
A. 受給資格決定日から失業の状態にあった日が通算して7日間経過するまでは基本手当の支給を受けることができません。この期間のことを「待期」といいます。従って、最初の認定は、待期満了日の翌日から最初の認定日の前日までの失業している日について基本手当が支給されます。

ただし、離職理由によって1～3ヶ月の給付制限がかかる方は、待期満了日の翌日から引き続き給付制限期間経過後の認定日に、給付制限期間経過後から認定日の前日までの失業している日について基本手当が支給されます。

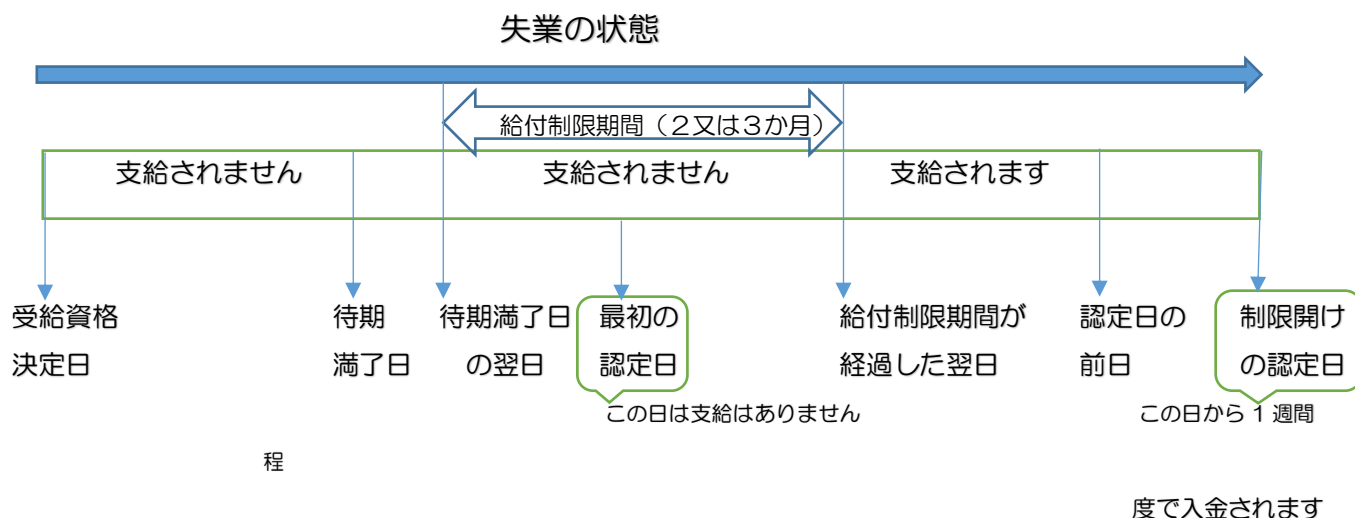
なお、実際に指定口座に入金されるのは認定日当日から1週間程度になります。

「雇用保険の失業等給付受給者のしおり」

★給付制限がない場合



★給付制限がある場合



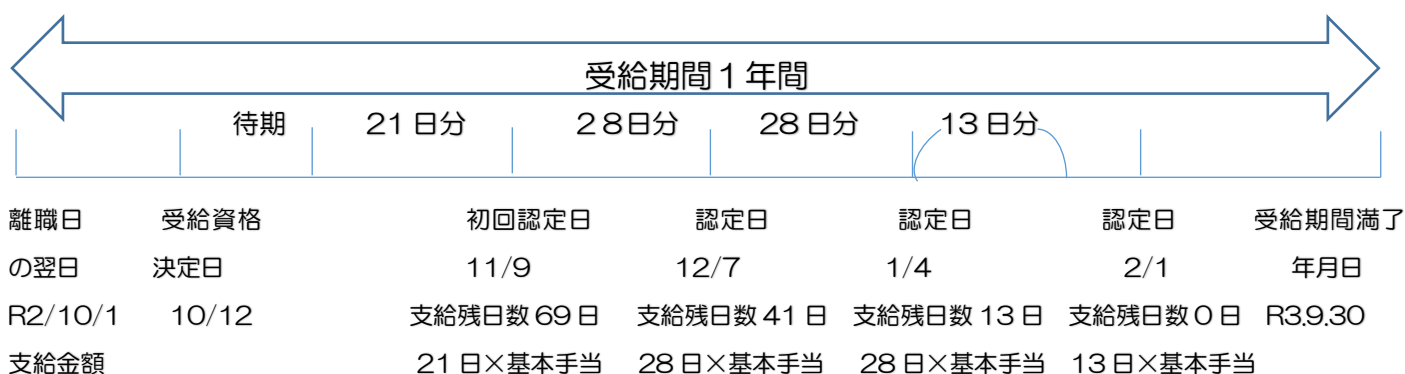
Q. 基本手当の支給はいつまでですか？

A. 所定給付日数（雇用保険受給資格者証 20 欄）の基本手当を認定日ごとに支給していき、所定給付日数が0日となるまで基本手当が支給されます。ただし、受給期間満了年月日（雇用保険受給資格者証 18 欄）を超えて基本手当を支給することはできないため、所定給付日数全てを支給できない場合があります。

なお、所定給付日数を受け終わる前に就職等が決まった時は、要件を満たした場合、再就職手当等が支給されます。

「雇用保険の失業等給付受給者のしおり」

★所定給付日数90日 給付制限なし 就労なし

Q. 支給残日数の数え方はどうなりますか？

A. 雇用保険受給資格者証の 20 欄の「所定給付日数」から認定日ごとに支給される基本手当の日数を差し引いた日数が支給残日数となります。ただし、雇用保険受給資格者証の 18 欄「受給期間満了年月日」を超えて基本手当を支給することができないため、雇用保険の受給手続きが遅れた場合は、20 欄の「所定給付日数」の基本手当が支給できないことがあります。このときは、20 欄の「所定給付日数」と実際に受給した基本手当の日数の差が支給残日数と異なる場合があります。詳しくは、雇用保険受給資格者証の裏面の残日数欄を参照してください。

「雇用保険の失業等給付受給者のしおり」

雇用保険受給資格者証（表面）

16. 求 職 申 込 年 月 日	17. 認 定 日	18. 受 給 期 間 満 了 年 月 日
R2.11.10	1 ー 火	030930
19. 基 本 手 当 日 額	20. 所 定 給 付 日 数	21. 通 算 被 保 険 者 期 間
5,000	90	081130

雇用保険受給資格者証（裏面）

行数	処理月日	認定（支給）期間	日数	種類	支給金額	残日数	備考
1	1208	20-012345-6		33 加			次回認定日 1 月 5 日
2		待期満了 待期満了年月日		021116			
3		021117-1207	21	基本手当	¥10,5000	69	
4							

※ 20 欄所定給付日数「90日」－支給日数「21日」＝残日数「69日」となります。